

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2142号

平成22年 2 月19日金曜日 第2142号

	\wedge \forall	从	\diamond	
	告	示		
医師の指定				110
指定医師の所在地の	変更			110
大規模小売店舗の変	更の届出の)概要等(2	件)	110
瀬戸内海環境保全特	別措置法第	5条による	特定施設の記	设置の許可
申請の概要				11 ⁻
建設業者の許可の取	消し			113
道路の区域変更(県	道新居浜東	[港線)		113
土地改良事業の工事	完了の届出	i		114
道路の区域変更(県	道松山松前	前伊予線)		114

ب ۸

道路の供用開始 (") 114						
建設業者の許可の取消し		114						
道路の供用開始(一般国道 379 号)1								
公営企業告示								
落札者等の告示		115						

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第 181 号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。 平成22年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
視 覚 障 害	眼 科	社会福祉法人恩賜財 団済生会西条病院	 篠崎友治 	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地 1	平成 22年 2 月 1 日
肢体不自由・聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく機能障害	神経内科	独立行政法人国立病 院機構愛媛病院	戸井孝行	東温市横河原366番地	平成 22年 2 月 1 日
視覚・聴覚障害	神経内科	やまぐちクリニック	山口礼子	南宇和郡愛南町御荘平城4136 - 5	平成 22年 2 月 1 日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障 害	外科	財団法人積善会附属 十全総合病院	大橋勝久	新居浜市北新町1番5号	平成 22年 2 月 1 日

○愛媛県告示第 182 号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283 号)第15条第 1 項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。 平成22年 2 月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

	医師氏名			旧 所	在 地	新 所	在 地	変更							
			氏名		氏 名		氏 名		氏 名		比 名		病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称
佐	Ξį	藤		真	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	喜多医師会病院	大洲市徳森字小鳥越2632 - 3	平成22年 1月8日						
伊	} ;	東	亮	治	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成22年 1月15日						

○愛媛県告示第 183 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産 業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
藤原ショッピングセンタ	松山市藤原二丁目 8 番 1 外	大規模小売店舗において小売 業を行う者の閉店時刻	株式会社フジ 午後10時 株式会社四国パン工 房 後10時 株式会社クックチャム を後10時 有限会社あぼんりー 午後10時	株式会社フジ 午後11時 株式会社四国パン工 房 年後11時 株式会社クックチャム と を 後会社あぼんりー 午後11時	平成22年 3月1日	平成22年 2 月10日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 184 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変更前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
南久米ショッピングセンター	松山市南久米町538 外	大規模小売店舗において小売 業を行う者の閉店時刻	午後10時	午後11時	平成22年 3月1日	平成22年 2月10日
		来客が駐車場を利用すること ができる時間帯	午前 6 時45分から午 後10時15分まで	午前 6 時45分から午 後11時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 185 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置 の許可の申請があった。 なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び 新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。 平成22年2月19日

愛媛県西条保健所長 竹之内 直 人

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 住友化学株式会社 東京都中央区新川二丁目27番1号 代表取締役社長 廣瀨 博
- 2 事業場の名称及び所在地 住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区 新居浜市惣開町5番1号
- 3 特定施設に関する事項
- (1) ケン化塔脱ガスコンデンサ(3 E 551)

特定施言	设の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第 188号)別表第1第37号ロ 分離施設		
特定施訂	みの能力	1日当たり8トン処理		
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成	予定年月日	平成22年 4 月15日		
使用開始の	予定年月日	完成の翌日		
特定施設の個	使用時間間隔	連続		
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	24時間		
特定施設の使用 の概要	用の季節的変動	なし		
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 9 0 ~ 12 0 最大 8 0 ~ 12 0		
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 500 最大 750		
	浮遊物質 (リッ リッ ラム) ラム)	通常 10 最大 20		
	室素含有量 (単サールで (サッション (マッカラン) (マッカラン) (マッカラン)	通常 74,000 最大 100,000		
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01		
	日当たりの量	通常 2 最大 6		

備考 汚水等は、液中燃焼設備(4CT)で処理する。

- 4 汚水等の処理施設に関する事項
- (1) 焼却炉(4CT)

設	設 置		年	F	1	日	平成15年11月17日
処	理	施	設	Ø	種	類	化学処理
処	理	施	設	Ø	型	芁	液中燃焼
処	理	施	設	Ø	構	造	外筒鋼板内部耐火レンガ製
処	理方	色 設	Ø	主要	更寸	法	内径 3 4メートル 高さ 11 8メートル

処 理 施 i	ひの能力	1日	当たり227	立方ン	ч — ҺЈ	レ処理	
汚水等の気	心理の方式	液中	燃焼方式				
処理施設の値	吏用時間間隔	連	続				
処理施設の1月 時間	3当たりの使用	24時	間				
処理施設の使用の概要	用の季節的変動	な	L				
処理施設に	項 目	処	理	前	処	理	後
よる処理前及び処理後の汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数)		7 .0 ~ 10 . 7 .0 ~ 11 .		通常最大	7 .0 ~ 10 7 .0 ~ 11	
汚染状態の値	化学的酸素 要求量(リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	33 ,035 45 ,103		通常最大	10 50	
	浮遊物質量 (リットリ フシミ) ラム)	通常最大	50 100		通常最大	200 300	
	室素含(全素性 イ イ リットル フ ラム)	通常最大	36 <i>6</i> 00 44 <i>0</i> 00		通常最大	20 30	
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)	通常最大	0 .01 0 .01		通常最大	0 .01 0 .01	
	/ / / / / / / / / / / / / / / / /				通常最大	624 750	

備考 汚水等は、酸素ばっ気式活性汚泥処理施設(OBT)で処理する。

(2) 酸素ばっ気式活性汚泥処理施設(OBT)

設 置 3	車 月 日	平成21年 1 月31日			
処理施言	殳 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理			
処理施言	设の型式	酸素ばっ気式活性汚泥方式			
処理施言	殳 の 構 造	鉄筋コンクリート製			
処理施設(D主要寸法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6 3メートル			
処理施言	殳 の 能 力	1日当たり10 800立方メートル処理			
汚水等の気	処理の方式	中和、凝集沈殿及び酸素ばっ気式活性汚 泥方式			
処理施設の値	吏用時間間隔	連続			
処理施設の1F 時間	日当たりの使用	24時間			
処理施設の使用 の概要	用の季節的変動	なし			
処理施設に	項 目	処理前 処理後			
よる処理前及び処理後の汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 8.0~12.0 通常 7.0~8.0 最大 8.0~12.0 最大 6.6~8.7			

汚染状態の値	(最 通 最 通 最	830 <i>A</i> 1 ,162 <i>6</i> 436 <i>A</i> 881 5 1 250 2 1 500 2	最大通常大通常	205 5 287 7 33 A 71 A 176 9 212 3
			16 5 31 9	通常最大	
	日当たりの量	通常最大	6 ,072 7 ,374	通常最大	6 ,072 7 ,374

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の 値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大	6 6~8 7 5 5~8 8	
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	17 25 35 0	
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	29 <i>4</i> 6 69 0	
	室素含有量 (単位 1 リットリク つきミリ ラム)	通常最大	22 92 30 .0	

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.59 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量	通常 252 ,107
(単位 立方メートル)	最大 327 ,000

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大	
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	
	室素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	
	りん含有量 (単位 1 リットルグ つきミリ ラム)	通常最大	0 5 1 0
汚水等の 1 日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常最大	17 ,174 33 ,000

備考 この他に、雨水排水口が35箇所ある。

○愛媛県告示第 186 号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成22年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般 - 16)第2853号	平成17年 2月28日	西日本鑿泉㈱	蟻塚 昌洋	四国中央市金生町山田井 64 - 3	平成22年 1月8日	電気工事業管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 16)第8648号	平成17年 2月8日	服部建工(株)	黒河 久弘	西条市神拝甲233	平成22年 1月13日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部)

-. (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) -

○愛媛県告示第 187 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2 月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
国 送	新尼 沃市洪槍	旧	メートル 48~49	キロメートル 0.019		
県 道 新居浜東港線		同田の上四丁目888番3地先まで	新	5.0~ 8.1	0 .019	

○愛媛県告示第 188 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年2月19日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業(かんがい排水)	小下地区	平成21年11月30日

○愛媛県告示第 189 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	区間		旧・新別	敷幅	地 の 員	延長	備考
県 道	±0.1.	松前伊	之伯	(A) Z 和拟药町十字符件字内语碑2613						
宗 追	松田	化削护	丁級	伊丁和松則町入子同升子甲須貝301崔	伊予郡松前町大字筒井字中須賀361番8				0 .027	

- 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 -

○愛媛県告示第 190 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県 道	松山松前伊予線	伊予郡松前町大字筒井	字中須賀361番	8				平成22年 2 月19日

○愛媛県告示第 191 号

建設業法 (昭和24年法律第 100 号) 第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成22年 2 月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般·特 - 17)第1325号	平成17年 6月30日	㈱清水建設	清水 茂	大洲市長浜甲1030 - 40	平成22年 1月4日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 しゅんサウエ事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 19)第13015号	平成20年 3月15日	住建ヒョウドウ	兵頭 梅和	宇和島市別当6 - 7 - 13	平成22年 1月8日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)

○愛媛県告示第 192 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2 月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		379号		喜多郡内子町大同町大瀬東3722							平成22年 2 月20日

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第1号

次のとおり落札者を決定した。 平成22年 2 月19日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
医療機器の購入(保育器) 一式 (47セット)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成22年2月3日	株式会社カワニシ松山 支店 伊予郡砥部町重光241 番地 3	130 ,678 ,800円	一般競争入札	平成21年12月25日

平成22年 2 月19日 発行 115